

2024年3月21日
株式会社 山梨中央銀行

個人番号等の利用目的の変更について

株式会社山梨中央銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づく受付を開始する2024年4月1日からといたしますので、申し添えます。

変更（追加）点は下線部をご覧ください。

【利用目的】

当行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ② 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ③ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ④ 預貯金口座付番に関する事務
- ⑤ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- ⑥ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

以上